

特定事業の評価について

大樹町は、北海道スペースポートの運営事業（以下「本事業」という。）に関し、PFI法に基づく特定事業の選定及び本事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたり、PFI法第5条第1項の規定の定めるところにより、実施方針を公表した。

今般、PFI法第7条の規定に基づき特定事業を選定したので、同法第11条第1項の規定により客観的評価の結果をここに公表する。

令和8年5月15日

大樹町長 黒川 豊

第 1. 事業概要

(1) 事業名称

北海道スペースポート運営事業等

(2) 事業の対象となる公共施設等の名称

北海道スペースポート（多目的航空公園）

(3) 公共施設等の管理者の名称

大樹町長 黒川 豊

(4) 本事業の目的

北海道スペースポートは、民間にひらかれた宇宙港を実現し、宇宙産業のインフラとして世界及び我が国の宇宙産業や各産業の競争力強化に貢献することが期待されている。

北海道スペースポートは北緯 42 度に位置し、ロケット打上げ方向である東と南が太平洋でひらけていることや航空路や海上航路との干渉が比較的少ないとされることから、打上げ日時の確保がしやすいという強みを有している。

さらに十勝平野は高い晴天率を誇るとともに、とちち帯広空港へのアクセスも近く、十勝の中心部である帯広駅にも 1 時間ほどで到着する立地である。

本事業は、北海道スペースポートを宇宙版シリコンバレーの中核拠点として運営するとともに、ひらかれた宇宙港となることを目指し、PFI 法に基づいたコンセッション方式による運営等を行うことで、民間事業者のノウハウと創意工夫を活用して、効率的な運営や利用促進による収益拡大、宇宙港としてのポテンシャルの最大化などを図ることにより、町民の利益につなげることを目的とするものである。

(5) 特定事業の業務内容

特定事業として運営権者が実施する業務は、以下の①及び②に掲げるものとする。但し、①に定める業務の一部及びこれに要する費用は、町が指定する期間において町が定める範囲内で町が実施し、その費用を負担する。これらの詳細は、要求水準書（案）において示す。

① ロケット射場（LC1）運営事業

- A) 射場施設等運營業務
- B) 射場施設等維持管理業務
- C) その他附帯事業

② 多目的航空公園（LC1 を除く）運営事業

- A) 多目的航空公園（LC1 を除く）運營業務

- B) 多目的航空公園（LC1を除く）維持管理業務
- C) その他附帯事業

(6) 事業方式

選定事業者は、町から運営権設定対象施設について運営権の設定を受けて、運営権者となる。運営権者は、町との間で実施契約を締結し、事業開始日までに業務の引継ぎを完了させ、実施契約に定める条件を充足し、本事業を開始する。

運営期間終了時において運営権は消滅し、町又は町の指定する第三者は、運営権者が所有する資産のうち必要と認めたものを買収することができる。

以上の事業方式により実施する。

(7) 事業期間

① 本事業の事業期間

本事業の事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、射場運営事業が開始される日から、15年後の応当日の前日（第1.-(7)-②の定めにより事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「事業終了日」という。）までをいう。

② 本事業期間の延長

実施契約に定める事由が生じた場合、運営権者及び町は、事業期間の延長を申し出ることができる。このとき、運営権者と町が協議により第1.-(7)-③の規定の範囲内で両者が合意した期間だけ、事業期間を延長することができる（以下、かかる期間延長を「合意延長」という。）。

また、上記の合意延長とは別に、運営権者が、町に対して、本事業終了日の4年前の応当日までに期間延長を希望する旨の届出を行った場合、第1.-(7)-③の規定の範囲内で15年以内の運営権者が希望する期間だけ、本事業の期間を延長することができる（以下かかる期間延長を「オプション延長」という。）。

合意延長及びオプション延長の実施は1回に限るものではない。

③ 運営権の存続期間

運営権の存続期間は、運営権の設定を受けた日から事業終了日までとする。

なお、運営権の存続期間は、第1.-(7)-②に定める事業期間の延長があった場合を含め、運営権の設定を受けた日の30年後の応当日の前日を超えることはできない。

運営権の存続期間は本事業終了日をもって終了し、運営権は同日をもって消滅する。

(8) 利用料金の収受

運営権者は、PFI 法その他関連法令に従い、運営権設定対象施設について自由に利用料金を設定、収受し、その収入とすることができる。但し、別途町が提示する条件に従う必要がある。

(9) 費用の負担

本事業における費用については、下記 A)、B) 及び実施契約に特段の定めがある場合を除き、その実施に要するすべての費用を運営権者が負担する。

A) 大規模修繕・大規模更新

B) 運営に係る費用負担

第2. 町が実施する場合とPFI法に基づく事業として実施する場合の評価

1. コスト算出による定量的評価

(1) 評価方法

本事業において、町が実施する場合の町の財政負担額（PSC）とPFI法に基づく事業として運営権を設定し実施する場合の町の財政負担額（PFI-LCC）を比較し、それぞれの場合における町の財政負担額について評価を行った。

(2) 算出に当たっての前提条件

PSCとPFI-LCCの財政負担額を比較するに当たっての前提条件を次のとおり設定した。

項目	PSC（町が実施する場合）	PFI-LCC（PFI事業として実施する場合）
財政負担見込額の主な内訳	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 ・ロケット射場（LC1）の管理運営に要する経費 ・ロケット射場（LC1）の維持修繕に要する経費 ・多目的航空公園（LC1を除く）の管理運営に要する経費 ・多目的航空公園（LC1を除く）の維持修繕に要する経費 	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 ・ロケット射場（LC1）の管理運営に要する経費 ・ロケット射場（LC1）の維持修繕に要する経費 ・多目的航空公園（LC1を除く）の管理運営に要する経費 ・多目的航空公園（LC1を除く）の維持修繕に要する経費 ・アドバイザー委託費
共通条件	<ul style="list-style-type: none"> ・事業期間：令和8年10月から令和23年9月まで ・割引率：1.084%（15年国債の過去5年平均） 	
維持管理に関する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ロケット射場（LC1）：概略の施設計画を策定し、関連事業者へのヒアリング等により事業費を想定して算定 ・多目的航空公園（LC1を除く）：これまでの実績を勘案して設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロケット射場（LC1）：概略の施設計画を策定し、関連事業者へのヒアリング等により事業費を想定して算定 ・多目的航空公園（LC1を除く）：町が直接実施する場合に比べ、一定割合の縮減が実現するものとして設定
資金調達に関する事項	一般財源	町：一般財源 民間事業者：自己資金

(3) 算出方法及び評価の結果

(2)の条件をもとに、PSC と PFI-LCC の想定事業期間中の年度別事業費を算出し、現在価値へ換算した負担額を比較した。

この結果、PSC に比べて PFI-LCC の方が想定事業期間中の町の財政負担額を約 1,260 万円縮減できることが見込まれる。

2. PFI 事業として実施することの定性的評価

本事業を PFI 事業として実施する場合、次のような定性的な効果が期待される。

(1) 機動的な経営の実現

本事業を PFI 事業として実施することにより、以下の理由から機動的で柔軟な対応が期待できる。

- ・ ロケット射場 (LC1)、多目的航空公園 (LC1 を除く)、機能拡充用地を一体的に運営でき、運営等に関する判断が一本化される。
- ・ 対象施設の利用料金を一定の範囲内で運営権者が設定することができる。

(2) 長期・継続的な事業運営の実現

PFI 事業として、実施契約に基づき、15 年間（最長で 30 年間）の長期・継続的な事業運営を認めることにより、安定的かつ戦略的な経営が可能となり、利用者等のニーズの変化に応じた柔軟なサービスの提供が期待できる。

4. 総合的評価

本事業を PFI 事業として実施することにより、町が自ら実施した場合と比較して、定量的評価において約 1,260 万円の財政負担額の削減が達成されることが見込まれる。また、定量化できない定性的効果も期待できる。

以上より、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると認められるため、ここに PFI 法第 7 条の規定に基づき特定事業を選定する。